

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號五第 卷三十四第

行發日一月一十年一十和昭

論叢

地方税賦課の方法

法學博士 神戸正雄

利子歩合の決定

文學博士 高田保馬

新國民主義の立場

經濟學博士 石川興二

時論

賣上税を論ず

經濟學博士 沙見三郎

研究

我國に於ける「社會事業」の實際的概念

經濟學士 中川與之助

貨幣經濟論的立場より見たる財産税

經濟學士 中谷實

保險プールについて

經濟學士 佐波宣平

說苑

對支クレデットとしての英吉利輸出信用保證制

經濟學博士 小島昌太郎

米穀自治管理法の實施

經濟學博士 八木芳之助

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁轉載)

保險プールについて

佐 波 宣 平

我が國で普通に保險プールと言ひ慣されてゐるものは可成りの數にのぼつてゐる。併し、これらは、私見によれば、固有の意味の保險プールに屬するものではなく單なる再保險の交換形式たるに過ぎない。多數の保險會社が各自の元受保險の何パーセントかを相互に再保險し合ふといふ契約を我が國では保險プール契約と名付けてゐるのである。併し、外國特にドイツに於て多く行はれてゐる保險プールはこれとは異なる組織をもつてゐる。そして、私は、これをもつて、固有の意味の保險プールといふべきであると信ずる。そこで、私は、こゝに、この固有の保險プールについての考究を一篇にまとめ、これを、從來この意味の保險プールに關する文献の極めて乏しい我が保險學界並びに上述の状態にある我が保險業界への一資料として併せんとするのである。蓋し、かくすることは、固有の保險プールの本質構造を明かにするばかりでなく、もつて、我が國に於て謂はゆる保險プールの何たるかを闡明することとなるからである。

一、保險プールの意義

保險プール (Versicherungspool) とは、二個以上の保險者がその企業上の獨立を維持しつつ各自の保險の全部または一部を共同計算に移すことによつて再保險の効果を充分に擧げんとするところの利害共同體である。

以下、この定義に基きつゝ保險プールについて説明を與へる。

敘述の順序として、先づ、保險プールについて大體の説明をして置きたい。一般に、保險プー

ルに於ては、先づ、會員たる保險者は各自の引受けたる危險（詳言すれば、當該保險契約についての保険料と損害填補責任）の全部または一部をプールに持込む。即ち、プール計算に移す。かくして、これらの會員より持込まれたる危險は混合せられ、原則として被保險利益の區別も亦持込會社の區別も取られ、プール共同體全體としての計算に移される。而して、次に、各會員はかやうに混合されたる危險全體の何パーセントかを引受ける。即ち、各會員が一定比率に従つてプール共同體の計算の結果に與るわけである。共同計算の結果が利益となつて現はれるときはその利益の割當に與り、反對に、共同計算の結果が損失となつた場合にはその損失の何割かを負擔するのである。

茲に於て、吾々の最初に注意すべきことは、保險プールに於ては、それが共同計算の方法によつて、危險の混合または融合 (*Mischung oder Verschmelzung der Risiken*) を行ふといふことである。即ち、こゝでは、どの會員がどの危險を持込みたるかは原則として問題とならない。たゞ持込額と割當額とが一應問題となるだけである。この點に於て、保險プールは、同じく多數の保險者が構成する保險企業結合であり乍ら、イギリスのロイズ保險組合の如き共同保險組織からも、亦、我が國に謂はゆる保險プールからも、區別せられる。共同保險組合に於ては、組合員たる保險者は或る具體的なる同一被保險利益の或る部分づゝを共同して引受けるのであつて、その保険料・損害填補額の計算は、終始、當該被保險利益に即して具體的に當該保險者間に行はれるのである。また、我が國に謂はゆる保險プールは再保險相互組合 (*Rückversicherungsverband auf Gegen-*

1) 後述「優先的利益配當」を參照。

seitigkeit) ともいふべく、或る一定種類の元受危険はその一定額を一定比率に従ひ互に他の會員に一々再保険し合ふものであつて、それらの一々が純然たる再保険契約であるために、保険料・損害填補額の計算は個々の具體的な危険について行はれるのである。この意味に於て、こゝでは、共同計算による危険の融合は行はれ得ない。

次には、保険プールは單なる再保険契約ではないといふことである。吾々は保険プールについて屢々「保険プールは再保険の變り種である。」²⁾「保険プールは同一經濟目的をもつ一種の再保険である。」³⁾等の表現をきく。これは、プール會員たる保險者が引受危険をプールへ持込む(einbringen) ことをもつて再保険の讓渡となし、プールより割當を受ける(Beteiligen) ことをもつて再保険の引受と見做す考へ方に基くものである。⁴⁾ 成る程これはおもしろい説明の仕方である。併し、吾々はかやうに保険プールをもつて單なる再保険の複合體とすることを得ない。何んとなれば、單なる再保険または複再保険は全然經濟主體を異にする保險者間に行はれるものであるが、保険プールに於ける持込または割當は、プールせらるゝ危険に關する限り、同一の有機的共同體內に於ける手續に外ならないが故である。⁵⁾

註1 なほ、Thorin、「プール契約は、技術的關係については、再保険手續と複再保険手續とに分たれる」¹⁾。ヘルマンズドルフア、「保険プールに於ては、元受保險者が同時に再保險者である」²⁾。

註2 モルデンハウア、「各プール會員は、彼がプールに持込む填補危険に對して再保険契約者であると同時に、他の會員の持込みたる危険に對しては再保險者なのであるから、そこには純粹なる再保険よりは懸けはなれたる一つの現象形態が成立する」³⁾。

2) Thorin, P., La réassurance contre l'incendie, 1929 p. 45. (ドイツ譯 Schloemer, D., Die Feuerrückversicherung, 1930. S. 65). Herrmannsdorfer, F., Technik und Bedeutung der Rückversicherung, 1927. S. 20.

3) Moldenhauer, P., Pool, Manes, A., Versicherungsllexikon, 3. Aufl. Sp. 1144.

4) Thorin, P., op. cit. p. 43.; a. a. O., S. 63.

5) Herrmannsdorfer, F., Technik, S. 76.

保険プールは、他の産業部門に於けるプール、例へば商品プール・運賃プール等と性質を異にするか否かといふ問題がある。私見によれば、プールそのものゝ本質は保険プールに於ても他のプールに於ても何等異るところはない。たゞ、保険プールに於ては、それが他の産業とは甚だ異りたる組織をもつ保険といふ制度の上に立つがために、自ら他のプールとは異りたる働きをなすだけである。ヘルマンズドルファも私見と同じ見解に立つてゐる。⁶⁾

Sändig は次の如く⁷⁾「保険プールの特質を強調する。「ギーゼ (Giese, P.) は『海上運送の特質がこの形態(プールを指す)に多かれ少かれ固有の性質を與へてゐる』と述べてゐるが、これと同じことは保険プールについて言へる。他の如何なる經濟部門に於ても見ることの出来ない保険制度の特質が保険プールに特有の形態を賦與してゐる。全く表面的形式的には、保険プールに於ても他のプールに於けると同じことが行はれてゐる。即ち『仕事に投じ集められ再び割當られる』といふこと、これである。ところで、その本質的區別は次の如くである。——保険者によつて構成せられてゐない他のプールに於ては、プールが各會員より收入を集めこれを一定比率に従ひ割當るといふとき、それは少しも危険を擔はない。而るに、保険プールに於ては、持込まれたる保険をプール全體にて受取り自らそれに對して危険を擔ふのである。保険プールに於ては人々は、現金(保険料をいふ)に對して目に見得る (sichtbar) 商品を受取るのではなく、その或る金融的働きに於て一定の損害または危険に對する保障を受取るのである。これが保険プールのもつ特質なのである。』

保険プールそれ自身が利害共同體 (Interessengemeinschaft)^{註1)}であることには異論はないであらう。併し、その成立については、既に多かれ少かれインテレッセンゲマインシャフト的關係に立つ保険者の間のみ保険プールの成立が可能であるといふ説とその反對説とが對立してゐる。前者の主張者には Wagner, H., Cuceiger, G. があり、後者には Herrmannsdorfer, F. がある。

6) Moldenhauer, P., a. a. O. Sp. 1144.

6') Herrmannsdorfer, F., Die Organisation des Versicherungspools, Zeitschrift f. d. g. V. W. Bd. 24. Ht 3 S. 188.

7) Sändig, P. J., Der Versicherungspool, 1927. S. 6. 7.; Manes, A. も亦この Sändig の主張に佐してゐる如くである。(Manes, A., Versicherungswesen, Bd. I 5. Aufl. 1930. S. 152.)

ワグナー、「保險プールなるものは、常に、運命共同體 (Schicksalsgemeinschaft) を意味する。従つて、プールに加入する場合にも他の會員に對して強い信頼が豫め存在しなければならない。一般的に、既に密接なる利害共同的關係に立つ會社のみが保險プールを設立し得るのである。」⁸⁾

クルシガア、「プール契約は、保險制度に於ても益々強くなりつゝある企業集中傾向と極めて密接に關係を有する。そしてこのプール契約は、一般的には、多かれ少かれ利害共同體的關係に立つ會社の間のみに締結される。」⁹⁾

ヘルマンズドルファ、「併し乍ら、實際に於ては、クルシガアのこの主張は是認せられない。寧ろ、相互的に全く依存關係なき會社の間にプール契約は締結せられる。寧ろ、プール契約は利害共同體の契約の一種であるといふべきである。プール契約の締結によつて始めて利害共同體が成立するのである。」¹⁰⁾

思ふに、この問題は、單に保險プールのみに關する問題でなく廣く他の一般のプールに於ける問題でもある。また、何をもつてインテレッセンシャフトであるとするかによつても見解の分れる問題でもある。こゝでは、リーフマンの定義¹¹⁾に從つてこれを解するとして、この問題に對しては、最も正しく、次のやうに解答すべきであらう。プールは、或る場合には既に利害共同體的關係に立つてゐる會社の間に組織され、或る場合には何等かゝる關係なき會社の間にも成立する。たゞ、既に多かれ少かれ利害共同體的關係に立つ會社の間には、企業を安全を圖るために協同、従つて、プールがより容易に成立し易いといふだけである。併し、それを組織することによつて、危険の平均その他の目的が達成されさへすれば、これまで何等依存的關係をもたない會社の間にもプール成立の可能性は充分存在する。

註1、リーフマン、二個または三個の、稀にはこれ以上多數の獨立の企業が、その利潤を一定の標準に從つて分配すべきこと

8) Wagner, H., Grundzüge der Rückversicherungstechnik, 1933. S., 27.

9) Cruciger, G., Rückversicherung von heute, Veröffentlichungen des Deutschen Vereins für Versicherungswissenschaft, Ht. 38., S. 290.

10) Herrmannsdorfer, F., Technik. S. 79.

11) Liefmann, R., Kartelle und Trusts, 1922, S. 199.

12) Ritter, C., Das Recht der Seeversicherung, Bd. 1. 1922. S. 158.

を約定するときこの關係を利害共同體といふ¹¹⁾」

註2、保險プールまたは一般のプールの法律的性質については、リッター¹²⁾、ヘルマンズドルフ¹³⁾、烏賀陽博士等¹⁴⁾とともに、私法はこれを、獨逸民法七〇五條、日本民法六六七條に規定する組合の一種であると解する。

二、保險プールの目的

保險プールが各々の場合に於てその存立の目的とするものについて考察しやう。

(1)、保險プールの最も重要な目的は危險の融合を圖るといふことである。いふまでもなく、これは、本來、保險制度そのものゝ據つて立つべき不可欠な基礎であつて、保險プールはこの基礎をより鞏固ならしめやうとする一つの有力なる企てたるに過ぎない。

いま、保險者が被保險者より或る種の危險を引受けたが、この危險は自社に於て充分多數に集められ得ない。即ち、その危險は自社に於て融合度が不充分である。従つて、彼はこの危險の引受に於ては偶然偏倚の支配を受け易い。このやうな場合には、彼はこの危險を他へ再保險しやうと努めるのである。併し、これに應ずる適當なる再保險者は必ずしも常に容易に見出し得るものではない。ところが、こゝに保險者の多數が相集りてプールを組織するときには、彼等が互にこの種の危險をプールに持込み集合せしめることによつて、當該種類の物件は充分に多數となり、もつて、現實に發生する保險事故をして大數法則の適用により豫期せるところの事故發生の確率に充分近からしめ得るのである。即ち、この限りに於ては、その種の物件の引受について危險が

13) Herrmannsdorfer, F., Wesen und Behandlung der Rückversicherung, 1924. S. 29.

14) 烏賀陽博士、再保險の意義並に性質に就いて、法學論叢17卷 p. 201.

解消され得るのである。茲に於て、彼は充分に鞏固なる基礎に立つて保險事業を営み得る。而してなほこのことは保險者の引受能力をも増大せしめることゝもなる。蓋し、保險者は、アールの設置により危険の融合が可能となることによつて、さもなければ非常に高率の保険料によらざれば引受け得なかつたであらう契約を、より低率なる保険料をもつて充分安全に引受け得るに至るからである。

(四)、保險者が或る種の物件を引受けやうとする場合、それと同種の物件が充分多數自社内に存在するときには、その保險事故發生率については、これを充分正確に豫期することが出来る。併し、問題の一物件の保險金額が他の同種の物件のそれより著しく大きいときには、同種物件全群についての事故發生率は充分正しく豫期し得ても、若しその事故がこの一物件について發生するとせば、保險者は損害填補のために巨額の支出を必要とするに至る。これは保險者として當然避くべき事業危険である。そこで、彼はその一物件について同種物件群に於ける平均保險金額を越ゆる額はこれを他へ再保險しやうと努める。——數學的危険論によるも、互に獨立なる同種の契約の全保險金額が一定なる場合、その平均危険金額を極小ならしめるには各契約の保險金額を互に等しくすべきである。¹⁾——しかるに、巨大な保險金額をもつ物件の再保險を引受け得る再保險者は必ずしも常に存在するものではない、適當なる再保險者を見出し得ざる場合に屢々出喰すそこで、彼は止むなく當該物件の元受を拒絶せざるを得ない。併し、もしこゝに彼等保險者が多

1) 龜田豐治朗著保險數學、p. 50.

數集つて保險プールを組織するとせば、多數會員間の危險分擔によつて、プール全體の引受能力が或る程度まで昂かまり巨大な保險金額をもつ物件も屢々容易に消化せられ得る。かくして、保險者はプールを背後にもつことによりさもなくば拒絶せざるを得なかつたであらう物件を屢々引受け得ることとなる。一般に、プールが著大な弾力性を有するといはれた²⁾、保險プール設立の目的は再保險市場の狹隘に因る不利不便を排除せんとすることにあるといはる³⁾はこのことを指すのである。

ワグナー、「再保險プールとは再保險市場狹隘のために呼び起されたる元受保險者の自己救済施設である。」¹⁾
トリリン、「或る保險部門に於ては、プールの組織は、孤立せる場合に於ける保險會社の引受能力を著しく昂めるために要求せられる。プールは、もしもそれが實際的に組織せらるゝならば、これまで獨立一個の保險會社に於ては保險の對象となり得なかつた危險の範疇にまでも引受を擴大することが出来るであらう。」

(ハ)、一般に、保險者が新種の保險業務を開始しやうとする場合には、その保險についての經驗・統計資料等は極めて不充分であつて保險料率の算定・保險條件の設定等にも確な基礎が與へられない。従つて、新種保險の開設には多大の事業危險が伴ふ。そこで、保險者等はかやうな場合屢々相集りて保險プールを組織し各自の引受けたる契約をすべてプールの共同計算に移し事業上の危險を會員すべてが分擔しつゝ漸次當該新種保險經營上の基礎準備を整へるのである。かやうに保險プールは屢々新種保險業務開始のための一手段として利用せられる⁶⁾。吾々はその適例として、世界大戰前の自動車保險プール、大戰中に發生せる戰時生命保險プール、大戰後の輸出信用保險

2) Thorin, P., op. cit., p. 44. a. a. O., S. 65.
3) Sändig, J. P., a. a. O., S. 119, 120.
4) Wagner, H., a. a. O., S. 25.
5) Thorin, P., op. cit., p. 45. a. a. O., S. 66.
6) Sändig, J. P., a. a. O., S. 123.
7) Sändig, J. P., a. a. O., S. 123, 124.

プール、今日ヨーロッパに於て極めて盛んなる航空保險プール等を擧げることが出来る。いふまでもなく、このやうな目的のために設立されたるプールは當然當該保險事業經營上に必要なる材料または基礎の整備とともにも解消すべきであつて、また實際に於ても、新種保險が新種保險たる域を脱するとともに、かゝるプールの多くは解散を告げてゐる。——尤も、他の目的のためには、新種保險の域を脱した後に於ても、プールはそのまゝ存続する。

(二) 保險プールはまた競争に對する戰鬥手段として組織される。或る保險市場に強大なる一保險者があり彼は保險料の甚だしき切下げによつてその市場の席捲を企てる。かくて、他の弱小會社等は極めて貧弱な業績にて満足するかまたは進んで同盟の庇護の下に集團するか、何れかを選択しなければならぬ。もしこの弱小會社にして充分多數に存在するときは、彼等はプールを構成して一方には引受危險の融合を可能となし他方には業務の集中的管理によつて諸費用を節約し得て、保險料率の引下げに成功し、かくて多數會員の共同責任の下に戦ひに酬ゆることが出来る。¹⁰⁾

かやうにプールが競争への對抗手段として用ひられたる場合には吾々は幾多の例を擧げ得るが、こゝではその特異なる例として、保險プールが保險國營に對する防止手段 (Vorbeugungsmittel) として用ひられたる場合について述べて置かう。¹¹⁾

前世紀八十年代、ドイツではバイエルンを發祥地として、火災保險その他の保險事業を國營化せんとする運動が極めて盛んであつた。私營保險が經濟的要求を充足することには無能力であるといふことの證言として、保險國營論の辯護者たちはこの當時の或る種の建物或る地方に於ける物件についての保險による保障の貧弱なる状態を繰返して強調した。保險國營論は次第に勢力を増して來た。こゝに於て當時の私營保險會社の多數は保險プールを設置してこの熾烈な保險國營論に對抗しその實現を防止

8) Sändig, J. P., a. a. O., S. 123.

9) 10) Sändig, J. P., a. a. O., S. 124-126.

11) Sändig, J. P., a. a. O., S. 126. 127.

12) 13) 但し、この場合の保險プールがどの程度まで、こゝに謂ふ固有の意味の保險プールであつたかは問題である。

し得たのである。

なほこれと相前後して有價證券郵便物保險 (Postvalorenversicherung) についても同様な問題が起つた。この種の保險は一八四八年まではドイツに於て國營郵便の管轄するところであつたが、その後は民間の諸會社の手によつて經營せられてゐた。ところが、一八七〇年代に國營郵便が再びこれを自己の獨占的支配の下に置かうとしたのである。これに對して民間の諸保險會社は巨額の準備金を設けて一八七二年 Internationaler Valorenversicherungsverband¹⁴⁾ を組織し、再び國營郵便をしてかゝる獨占を企つるを得ざらしめた。

ところで、吾々は、かやうな保險國營に對する防止手段としての保險プールをもつて、たゞ單なる過去の問題に過ぎぬとして片付けるわけには行かない。現實の生々しい問題として輸出信用保險その他の保險の國營化について丁度これと同じやうな重大な問題が、今や至るところに展開されつゝあるからである。¹⁵⁾

(ホ)、保險プールは、他の一般のプールと等しく、プーリングの技術的方法自身のうち會員間の潜在的競争の餘地を残してゐる。即ち、會員は持込契約額を増大することによつて次年度に於て自己に割當てらるべき比率を擴大し得るからである。併し乍ら、他方に於て、保險プールは、プール持込保險の料率を協定することによつて、間接に、元受保險料率を協定する結果となつて、同業者間の料率切下げによる元受引受競争を制限するといふ効果をもつてゐる。これは保險プールとしては重大なる効果であつて、吾々の到底見逃し得ざる所である。¹⁵⁾尤もこれは保險プールのみが獨自にもち得る効果ではなく他の一般のプールに於ても等しく見らるゝ所である。

14) Sändig, J. P., a. a. O., S. 127.

15) このことは我が國の謂はゆる保險プール 特に海上積荷保險プールに於て強調せられ得る。即ち、これらのプールは危險の融合のためといふことよりも料率の協定のために設立されたものと看はれ得る。

なほ、念のために、一般に、保険プールは契約條項として、「各持込會社ハ保險料ノ引下ゲニヨリテモ亦被保險者ニトリテ有利ナル保險條件ヲ提供スルコトニヨリテモ競争ヲ爲スコトヲ得ズ」と規定してゐる。¹⁶⁾

(へ)、保險者は保険プールを設置することによつて、各自が全く別々に業務を行ふときに要する費用の可成り大きい部分を節約することが出来る。¹⁷⁾このことは保険プールの業務機構について知るならば吾々の容易に理解し得る事柄である。保険プールの設置によつて、加盟保險者は強力なる再保險市場を常にその背後に有する。自己の引受けるリスクは比較的容易にこゝで消化せられる。以前のやうに彼等は適當なる再保險者を見出すことに奔命し幾度も交渉を繰返す煩雜から免れる。たゞ單なる再保險通知書の發送にて足りる。而も元受契約締結の都度これをなすを要しない。一定期間(多くは一ヶ月)に一度その期間に引受けたる契約についてプールへ通知すればよい。保險料並びに損害填補金の精算についても同様であつて、それは一プール計算期間または一年に一度行はれるだけである。しかもそれは著しく手数を省略し得る clearing methodによつてなされる。かくして、諸種の經費・勞務は甚だしく節約される。而して、經費の節約は直接に附加保險料率の引下げとなつて現はれ、この方面からも保険プールは營業範圍を擴大するの效力を有する。

三、固有の保険プールと然らざる保険プール

世上、保険プールといはるゝものには如何なる性質のものがあるか。いま、固有の保険プール

16) Cruciger, G., Die Praxis der RV. S. 255, Poolvertrag, § 14.

17) Herrmannsdorfer, F., Technik. S. 76.; Cruciger, G., Die Praxis der RV., S. 88.; derselbe, Veröffentlichungen d. D. V. f. V. W. Ht. 38., S. 290, 291.

の性質を明かならしめる意味に於て、これらについて、簡略に説明しやう。

(イ)、保険者プールと保険代理人プール¹⁾

これはプール構成者の區別に従つてなされる分類である。保険者プール (Gesellschaftenspool) とは保険者が相集つて構成するプールであつて保険に於けるプールの主要なるものである。私がこの稿に於て対象とするものも亦この保険者プールである。これに反して、保険代理人プール (Verfretterpool) は多數の保険者と代理關係を結べるたゞ一人の保険代理人の構成する保険プールであつて、特に海上商業都市に於て多く見出さるゝ組織である。²⁾ この代理人は多數の保険者から保険契約引受の全權を賦與されて居りたゞ一人にてプール事務を遂行する。併し、この場合注意すべきことは、この代理人プールに於ては當該多數の保険者が深く立入つて結合關係を形成してゐないといふ事實である。即ち、純粹の共同保険契約がたゞ保険プール契約と呼稱せられてゐるに過ぎないといふことである。従つて、これを保険プールと呼ぶのは保険プールについての人々の概念が明確を缺いてゐることに起因する。

(ロ)、眞正保険プールと似而非保険プール³⁾

これはプール會員の責任の限度を區別の標準とするところの分類といふべきである。眞正保険プール (echter Versicherungspool) に於ては各會員はすべての危険を連帶責任をもつて相互に引受ける。會員のうち一人にても損害填補能力を失つた場合には、そのために生ずる填補の不足額は、

1) Sändig, J. P., a. a. O., S. 18.

2) 保険代理人プールの事例については、Huebner, S. S., Marine Insurance, 1920. p. 159. 参照

3) Sändig, J. P., a. a. O., S. 12. 13.

他の會員の間に或は同一比率により或は所定の比率によつて割當てがなされる。^註しかるに、似而非保險プール (unechter Versicherungspool) に於ては會員の連帶責任は缺如してゐる。個々の會員はその分擔割合 (Beteiligungssquote) の高さに従つてのみ責任を負ふ。従つて、會員の或るものが填補支拂能力を缺けばその者の分擔割當額はそのリスクを元受したる會員がこれを負擔しなければならぬ。これを他の會員が負擔するといふことはこゝでは全く問題とならない。

^註、保險プール契約條項「プール會員ノウチ支拂能力ヲ缺クコトニヨリテ生ズル損失ニツイテハ殘餘ノ會員ソノ割當ノ比率ニ從ヒ責ニ任ズルモノトス」⁴⁾

我が國に於て一般に保險プールと言ひ慣されてゐるものは、連帶責任の缺如せる點に於ては、この似而非保險プールと同様である。こゝでは、會員は元受契約の一定額を所定の比率に従つて相互に再保險の形式により他の會員に割當てる。従つて、我が國の所謂保險プールに於ては、固有の保險プールに於ける如く中央の共同計算所ヘリスクを投入し、そこでリスクの完全な融合を経たる後、これを一定比率により各會員に割當てるといふ操作は全く行はれない。こゝでは、單なる再保險と同じやうに、元受契約について損害が発生すれば、その元受保險者が他の會員にこれを通知しその各々の再保險額に従つて支拂を求めるのである。だから、會員の連帶責任といふことは起らない。會員は割當てられたる再保險の限度に於てのみ責任をもつだけである。従つて、この再保險組織は固有の意味の保險プールから明かに除外されなければならぬ。⁵⁾人々はこゝに

4) Cruciger, G., Die Praxis der RV. S. 256. § 15. (5)

5) 拙稿、再保險の發展と保險企業組合、本誌42卷1號、p. 223.

於ても保險プール概念の正しい把握を遂げてゐない。

アメリカに於て、保險プールと謂はるゝものゝ多くは、我が國に謂はゆる保險プールと同一組織である。⁶⁾

四、保險プールの業務機關と保險プール會員の構成

保險プールが業務を執行するために必要とする機關は一般に次の三つである。

- 一、プール總會 (Poolversammlung)
- 二、プール監査會 (Poolausschuss)
- 三、プール事務所 (Poolgeschäftsstelle; Poolverwaltung)

こゝで吾々の直ちに氣づくであらうことは、この保險プールの業務執行機關の名が一般の株式會社のそれに甚だよく似てゐるといふことであるが、それは單に名前の類似だけでなく、實質上、これらの機關の職能、それら相互間の關係等に於て株式會社のそれと略々同一である。¹⁾ 従つて、こゝでなすこれら業務機關の説明も極く簡單にとゞめる。

一、**プール總會**　プールの全會員によつて構成せられる最高政策決定の機關であつて、事業規定の設定と變更、會員の入會並びに脱會、保險料率・控除手數料・諸保險條件の設定、會員の持込額並びに會員への割當額の決定、プール會長並びに監査役等の役員の選任、等について議決をなす。これらの事項の議決については會員の投票の多數に従つて行はれる。而して、その議決投票權について各會員同一の投票權をもつとは限らない。寧ろ、一般には、最も合理的に、各會員の參加割當によつて投票權が定められる。例へば、プール全保有契約額のうち各會員の持込みたる額またはプールより各會員へ割當てる額に従つて投票權の限度が定められる。

二、**プール監査會**　プール會員のうちプール總會より選任せられたる數名の監査役によつて構成せられる。プールの業務執行についてプール事務所を監査することをもつてその職能とする。その職能は株式會社に於ける監査役のそれと全く同一である。

三、**プール事務所**　プール固有の事務一切を執行する機關であつて謂はゞプールの本體を構成するものである。その事務は

6) これについては、Huebner, S. S., op. cit. p. 158-162.

1) Sändig, J. P., a. a. O., S. 19.

2) これについては、Sändig, J. P., a. a. O., S. 20 ff.; Wagner, H., a. a. O., S. 27.; Cruciger, G., Die Praxis, S. 94.; Herrmannsdorfer, F., Technik, S. 37.; Thorin, P., op. cit. p. 44. a. a. O., S. 64.

特別に設けられたる事務所に於て行はれる場合もあるが、多くは會員のうちいづれか一社が自社内に事務所を設けその事務を擔當する。持込契約の受理、契約の割當、保険料・損害填補金等についての精算、費用の計算とその分擔等をもつてその主要業務とする。(これについては後述第五節「保險プールの技術的方法」參照)

註、なほプールの規模の大なるときはこの三者のほかには、プール業務委員會 (Vergesellschaftungskommission) が設けられる。一般の株式會社に於ける取締役會の如き地位・職能を有するものである。

序でに、保險プール會員の構成について一言したい。最も普通には、保險プール會員は持込會社 (die einbringenden Gesellschaften) であると同時にまた割當引受會社 (die nehmenden Gesellschaften) でもある。併し、必ずしも常に保險プールはこれら二つを同時に兼ねる會員のみによつて構成されるとは限らない。持込は少しもなさずして割當の引受のみに與る會員 (die nur als nehmende Gesellschaften in Betracht kommenden Mitglieder) をもつプールも存在する。(第五節圖解參照)

この場合、一般的にいへば、持込と引受とを同時に兼ねる會員は元受保險専門の會社であり、持込はなさず引受のみをなす會員は再保險専門の會社である。

従つて、見方を換へれば、「保險プール會員は一般に元受保險會社であるが、このほかに、純再保險會社も亦プール會員たり得る資格をもつ⁴⁾」と言ふことが出来る。理論の上では更に進んで再保險専門の會社のみによつて構成されるプールも考へられ得る。蓋し、再保險専門會社と雖も引受能力並びに危險の融合には限度があるが故に、同業者相集りて保險プールを構成すべき必要に迫られることがあり得るからである。併し、實際上には、既述のやうに、保險プールは適當なる再保險市場の缺如のために元受保險者によつて組織されるのを普通とするをもつて、プール會員

3) Cruciger, G., Die Praxis der RV., S. 254. § 8.

4) Herrmannsdorfer, F., Technik, S. 37.

の多くは元受保険者であるわけである。

五、保険プールの技術的方法

先づ、保険プールに於ては持込まれる危険が同種性をもつことを要する。即ち、原則として一つの保険プールはたゞ一種類の危険のみを取扱ふのである。これは保険プールにとつて基本的な技術的條件である。¹⁾ 蓋し、これは、保険技術上保険料の基礎的算定が同種危険について行はれなければならぬといふ理由に基くほかに、當該保険契約條件やプール規約を定める上に同種の危険を對象する保険のみを取扱ふことがプールに種々な便益をもたらすからである。併し、かくは言へど、保険プールは屢々、嚴格に同一種屬の保険のみに限ることなく關聯のある若干種類の保険をも同時に同一プールに於て取扱つてゐる。例へば、同一の航空保険プールが航空機體保險・航空貨物保險・航空傷害保險・航空機責任保險等を取扱ふ如きである。²⁾ けれども、これは實質上は幾つかの保険プールたるものが一つのプールに集められてゐるものと見做すべきである。

加盟會員は所定の危険を必ずプールに持込むことを要する。即ち、往々、グッド・リスクについてなされるやうな謂はゆる「呑み行爲」が禁ぜられる。併し、原則として、一物件の元受保険額の一〇〇%をプールへ持込むことを得ない。元受額の何%か幾許金額かは必ずこれを自社に保有しなければならぬ。これを他へ再保険することも許されない。³⁾ 蓋し、もし會員が元受額の全部を

1) Wagner, H., a. a. O., S. 26. 27.

2) 大林良一著航空保險論、附錄 P. 3.

3) 5) Sändig, J. P., a. a. O., S. 26.; Wagner, H., a. a. O., S. 25.

プールし得るとせば會員は直接には自己の割當額しかプールに利害關係をもたないところより、また或る場合には再保険手数料欲しさに惑はされて、⁴⁾ バッド・リスクだけをプールに持込むといふ弊害を生ずるからである。⁵⁾

けれども、實際に於ては、プールの取扱ふ保険の種類により、また、プールを構成する保険者間の利害共同關係の密接なる場合には、次のやうに各會員の元受契約の全額持込を要求する保険プールも存在する。

保険プール契約條項「各持込會社ハソノ引受ケタル元受運送保險・共同保險・任意再保險ノ全額ヲプールヘ持込ムコトヲ要ス」⁶⁾

かくして、元受契約額のうち所定の自社保有義務限度を超過する額がプールへ持込まれるわけである。而して、この超過額の持込の場合にも、一般にプールは一保險證券一物件につきプールの最高引受限度を定めてゐる。⁷⁾ いふまでもなく、これはプールが持込危險の保險金額の平均化を圖るためであつて、吾々はこゝに保険プールと雖も一件當り無制限なる引受能力を有するものではないことを知り得るのである。保険プールの引受能力に對する過信の深く警むべき所である。

各會員が保険プールへ元受契約を持込む場合に於ては、すべて元受保險條件のまゝにて、従つて、例へば、保險料・保險契約條件・保險契約貨幣等もすべて原契約のまゝにてこれをなすべきである。⁸⁾ これは一般の再保險契約に於けると全く同一である。

保険プールは會員によつて持込まれたる危險を一定の割合に従つて再び各會員に割當てる。而して、これは具體的な保險契約を割當てるのではなくプールが引受けたる契約全體につき生じたる保險料・損害填補額等の收入並びに支出またはその計算の結果を割當てるのである。この割當

4) Sändig, J. P., a. a. O., S. 26.

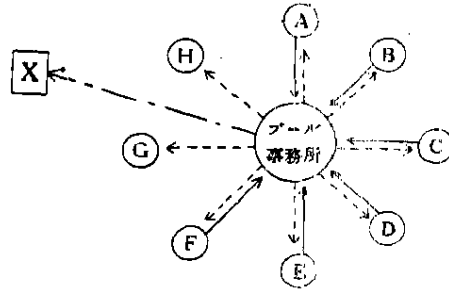
6) Cruciger, P., Die Praxis der RV., S. 253. § 4.

7) Thorin, P., op. cit. p. 44., a. a. O., S. 64.; Herrmannsdorfer, F., Technik, S. 62. § 3.

8) Cruciger, G., Die Praxis der RV., S. 253. § 5.; Thorin, P., op. cit. p. 44., a. a. O., S. 64.

比率の算定には原則として前年度の持込額または持込保険料の高さが基準として用ひられるが、これには、また、會員の資本力または給付能力も考慮されなければならない。¹⁰⁾

なほ、既述の如く、保険プールは持込會社のみより組織さるゝとは限らず持込をなきず單に割當のみ引受ける會社もある。このやうなプールに於ては、割當率の算定には前もつて割當のみに與かる會社の割當率を定め、これを控除し、その後に残餘の部分を他の會員に割當てなければならぬ。¹¹⁾これと同様に、次に述ぶるやうにプールがプールの外に立つ再保險者に再保險をなす場合にはこの再保險したる部分を豫め控除して會員への割當を決定しなければならない。¹²⁾



———プールへの持込
 - - - - -プールよりの引受
 - · - · - アウトサイダーへの再保險
 A, B, C, D, E, F, 持込並びに受取會社
 G, H, 引受のみの會社
 X, アウトサイダー(再保險會社)

プール事務所は、必要と認むる場合には、會員の持込額の或る部分をプールの外に立つ再保險會社に再保險することが出来る。この場合の再保險に於て探らるゝ契約形式としては、超過額再保險契約のほかに、比例的再保險と定年期損害超過額再保險との合體形式が用ひられる。¹³⁾なほ、このアウトサイダーとの間に成立する再保險の條件は、個々の會社が單獨に再保險市場に對してなす場合よりも、著しく有利なるを普通とする。¹⁴⁾

既述のやうに、保険プールは危険の完全なる融合と相互的割當によつて構成される一つの運命共同體である。ところで、このことは、反面また、プールの業績の決定的効果が一會員の掌中

9) Wagner, H., a. a. O., S. 25.; Hertmannsdorfer, F., Technik, S. 21.; Cruciger, G., Die Praxis der RV., S. 254. § 8.
 10) Cruciger, G., Veröffentlichungen., Ht. 38. S. 291, 292.
 11) Cruciger, G., Die Praxis der RV., S. 254. § 8.
 12) Thorin, P., op. cit., p. 44., a. a. O., S. 65.; Cruciger, G., Veröffentlichungen, Ht. 38. S. 292.
 13) 14) Wagner, H., a. a. O., S. 26.

にないといふことを意味する。たとひ或る會員が輝かしき契約 (ein glänzendes Geschäft) をプールに持込んだとしても、プール全體、従つて、その會社までも損勘定に終ることがあり、反對に、會員が單獨の場合には當然缺損を來たしたであらうといふときにも共同計算のために利益に與かるといふ結果をも惹起す。¹⁵⁾ 従つて、各會員は自己の行動とプールの成績との間に直接的聯關を無視し勝ちである。彼等は屢々持込むリスクに對して無責任になり易い。これについては持込むリスクを一定條件の下に検査する機能をプール事務所に許與するといふことも考へられるが、事實上には殆んど効果を奏し得ない。¹⁶⁾ ために、プールに於ては、前述の如く、會員をして百分の持込を許さず、一定額を自社に保有せしめ、これについては、他へ再保険することをも禁止してゐるのであるが、更にまた、各會員をして自社の持込契約の經過に關心をもたすべく、持込分について優先的利益配當 (Vorweggewinnbeteiligung) の規定を設けるのを普通とする。¹⁷⁾ 即ち、一プール計算期間に於ける自己の全持込リスクについて、保険料が損害填補額を超過して、差益を現はすならばプール全體としての計算成果の如何に拘らず優先的に——普通の成果割當に先き立つて——利益配當に與り得るといふのである。なほ、この優先的利益配當には、持込分が差益を生じたる會員に對し同一の比率をもつてするものと差益率の高さによつて段階を設けるものとの二種がある。¹⁵⁾ 次に示す計算例の如きは前者に屬する。

なほ、この計算例に於ては、持込リスクが差損を示したる會員Cは、たゞ優先的利益配當の特典を失ふといふだけにとどまつ

15) 16) Cruciger, G., Die Praxis der RV., S. 91.

17) Herrmannsdorfer, F., Technik, S. 76. 77.; Cruciger, G., Veröffentlichungen, Ht. 38. S. 291. Wagner, H., a. a. O., S. 25.; Thorin, P., op.cit., p. 44., a. a. O., S. 65.

18) Cruciger, G., Die Praxis der RV., S. 92.

19) Sändig, J. P., a. a. O., S. 45.

會員	持込保険料	損 害	差益または損 差
A	100.000MK	40.000MK	+60.000MK
B	200.000	50.000	+150.000
C	300.000	550.000	-250.000
合計	600.000	640.000	-40.000

會員	差 益	優先的利益配 當 率	優先的利益配 當 額
A	60.000MK	20%	12.000MK
B	150.000	20%	30.000
C	—	—	—
合計	210.000	20%	42.000

プール損失 優先的利益配當額 合 計
40.000MK + 42.000MK = 82.000MK

上掲82.000MKの割當

會員	割 當 率 1)	割 當 額
A	1/6	13.667MK
B	2/6	27.333
C	3/6	41.000

1) 割當率は假りに上掲持込保険料額の比を表はす。

會員の損益勘定

會員	プールより受取	プールへ納入	差引損益
A	52.000MK	113.667MK	-61.667
B	80.000	227.333	-147.333
C	550.000	341.000	+209.000
合計	682.000	682.000	0

プールの勘定 MK

	支 出	收 入	
損害填補額	640.000	保険料	600.000
Aへ優先的利益配當	12.000	Aへプール支出割當	13.667
Bへ優先的利益配當	30.000	Bへプール支出割當	27.333
Cへ優先的利益配當	—	Cへプール支出割當	41.000
合 計	682.000	合 計	682.000

てゐるが、或るプールに於ては、かやうな會員にはその差損額の何%かの負擔を要求するものもある。尤もその差損負擔比率は優先的の利益配當率よりも低いのを原則とする。²⁰⁾

プール事務所に於ける計算は普通に年四回行はれる。會員はプールへ持込みたる契約については保険料・損害填補金等に関し毎月プールへ通知するのであるが、更に、年四回當該計算期間(年季)終了後一定期日までに當該期間の經過計算書をプール事務所へ提出しなければならない。而して、これを受取りたるプール事務所はこの經過計算書提出期日後一定日數以内にプールの全業

20) Cruciger, G., Die Praxis der RV., S. 92.; derselbe, Veröffentlichungen, Hft. 38, S. 291.

21) Cruciger, G., Die Praxis der RV.: S. 255. § 12.

務につき總經過計算書を各會員に交付する。かくして計算されたる残高は一定期日までにはプール事務所を通じて借方側より貸方側へ支拂はれる。²¹⁾ その計算手續は概して手形交換所のそれと同一である。²²⁾

資本力の大なる會員のみから組織されるプールの或るものに於ては、經過計算は年四回行ふも残高決済は年一回としてゐる。²³⁾ いふまでなく、残高決済の行はれるまでは、各會員は自社に拂込まれたる保険料はこれを自由に使用することが出来るが、反對に、その間に發生する損害に對しては自社にてこれを一々填補して行かなければならない。²⁴⁾

かやうに、残高決済が年一回または數回に限られてゐることは、プール會員をして大損害に對する速かなる填補責任の履行を屢々困難ならしめる。そこで、これに對する便法として損害割當額前拂の制度 (Schadenseinschüsse) が設けられる。例へば、次に示す如くである。

保險プール契約條項「プールノ負擔スベキ損害ガ一回ニテ……マルクノ額ニ達スル場合ニハ、直チニソノ損害ヲ受ケタル會員ハ他ノ會員ヲシテ當該分擔金ヲ速ニ支拂ハシムルヤウプール事務所ニ要請スルコトヲ得。但シ、コノ損害前拂金支拂ノ期日マデニ滿期ノ到來シタル何等カノ債權ヲ有スルトキハソノ債權額ハコレヲ控除シ得ルモノトス。上記ノ要請ヲ受ケタルプール事務所ハ各會員ニソノ分擔額ヲ通告シ直チニコレヲ支拂フベク催告ヲ爲スヲ要シ、マタ、各會員ハソノ分擔額ヲ直チニ晚クトモ催告ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ八日以内ニハ損害ノ前拂ヲ求メタル會員ニ支拂フコトヲ要ス。」²⁵⁾

なほ、この損害前拂金については借受會社より前拂會社に對して借受日より決済日まで経過日數につき利子が支拂はれる。而して、その利率にはドイツに於てはライヒス・バンクの手形割引率が用ひられてゐる如くである。²⁶⁾

保險プールは、本來、「危険の平均」の原則の上に立ち、各會員また無限責任を負ふてゐるがために、準備金を設くる必要をもたない。²⁷⁾ 會員が元受したるリスクにつき各自で準備金を設くるの必要は勿論あるけれども、プール自身は準備金をもつ要はないといはなければならぬ。²⁸⁾ けれども、實際に於ては、プールは例外なしに準備金制度を設け各會員よりその割當率に應じて準備金を徴

22) Thorin, P., op. cit., p. 43, 44., a. a. O., S. 63, 64.

23) 24) Cruciger, G., Die Praxis der RV., S. 92.

25) Cruciger, G., Die Praxis der RV., S. 255. § 10. (2)

26) Cruciger, G., Die Praxis der RV., S. 92.

27) Wagner, H., a. a. O., S. 26.

28) Sändig, J. P., a. a. O., S. 30.

してゐる。蓋し、プールに持込まれたるリスクが非常に不利益なる結果を來たしたる場合に於ける會員の負擔を調整しやうとする目的に出たものである。²⁹⁾

プール事務所に於ける經費については、すべて、會員がその割當率に従つて負擔するのである。³⁰⁾なほ、プール事務所以外の經費であつても、それがプールへ持込みたる契約に關して會員によつて費されたるものなる限り、プール共同體全體の負擔に屬するものとして、プール事務所に於ける經費と同様に各會員に割當てられる。³¹⁾

以上、保險プールについて、その意義・目的・職能・機構等に關し考察を遂げたところであるが、吾々は、これによつて、世上一般に保險プールといはるゝ多くのものゝうち何れが固有の意味のそれなりやを辨別することを得、この固有の意味の保險プールこそ實に保險企業の合理的經營方法として再保險の効果を充分擧げ得る形態であることを確認し得たのである。こゝに於て、私は、この稿の最初に述べたる目的を達し、固有の意味の保險プールの全く缺如せる我が保險市場にこの稿を贈らんとするものである。(一一・八・九)

29) Wagner, H., a. a. O., S. 26.

30) Cruciger, G., Die Praxis der RV., S. 253. § 3. (2)

31) Cruciger, G., Die Praxis der RV., S. 253. § 3. (3)